

安曇野市 飲食店・宿泊事業者への納入業者応援給付金

支援金の内容

飲食店・宿泊事業者と取引がある市内事業者等で新型コロナ第3波の影響により著しく取引量が低下した事業者を支援するため給付金を支給します。

支給要件 (店舗・事業単位ではなく事業者単位で支給)

本年1月から2月の売上が前年同月に比べ20%以上減少しており、その原因が飲食店・宿泊業者との直接取引量が前年同月比で30%以上減少している中小事業者に対して一律20万円を支給します。

※直接取引…飲食店・宿泊業者から直接の売上があること

支給対象者

申請時以降も事業を継続する意志があり支給要件を満たしている事業者で次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内に事業所を有する法人または個人事業主
- (2) 市内に住民票を有する個人事業主

支給金の額 1事業者 一律20万円

受付期間 令和3年4月1日(木)～6月30日(水)
(申請状況によっては受付期限前に終了する場合があります)

受付方法 安曇野市商工会 事務局本部(穂高商工会館)窓口での受付
受付時間 午前10時から午後4時

申請時に必要なもの

- ①申請書 安曇野市商工会ホームページからダウンロード又は窓口備付の用紙
- ②申請者の印鑑(個人は認印可)
- ③営業許可証または確定申告書(收受日付印の付いた確定申告書の控)
e-taxによる申告の場合、受付日時の印字または受信通知メールの添付があること
確定申告義務がない場合は住民税の申告書
- ④売上台帳等2020年及び2021年の対象月の月間事業収入がわかる書類
対象月ごとの売上とその合計が記載されているもの
- ⑤振込先口座と口座名義のわかる通帳の1・2ページ目の写し
- ⑥飲食店・宿泊業者との取引量がわかる書類
2020年と2021年の対象月で取引量のわかる書類
例) 2020年及び2021年1月から2月の取引先へ渡した納品書・請求書の写しと振込された通帳
(裏面につづく) (0421)

(別表) 飲食店・宿泊業者へ納入等している事業者

① 食品関係
農業、漁業、食品製造業、飲料（酒類、製氷含む）製造業、卸売・小売業
② 器具備品関係
食器・調理器具・店舗の備品・消耗品の製造業、卸売・小売業
③ サービス関係
接客サービス業、清掃業、洗濯業、廃棄物処理業、広告業、ソフトウェア業、貨物運送業
④ その他
旅客運送業、旅行業、療術業、飲食店・宿泊業者へ納入等しているその他の事業

【確認書類】

- ・ 本人確認書類（下記のいずれかの書類）
 - 運転免許証（両面）・マイナンバーカード（オモテ面）
 - 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）
 - 在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・住民票の写し及びパスポート
- ・ 市内に事業所を有し営業していることがわかる書類の写し
 - 申請時から3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
 - 営業内容と住所地が確認できる書類の写し
 - （営業許可証、確定申告書の1表及び2表など）

お問い合わせ先

安曇野市商工会 事務局本部（穂高商工会館）

TEL 0263-87-9750 FAX 0263-72-8491